

フルチアニル (Flutianil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う要請があつたもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	チアゾリジン環にシアノメチレン基を有する殺菌剤である。既存剤に対する耐性菌株又は低感受性菌株に対しても有効であり、また形態学的観察により菌の感染行動への影響は既存剤と異なることから、既存剤とは異なる新規の作用機序を有するものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	農薬登録申請：きゅうり、なす等／うどんこ病										
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧洲連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI）2.4 mg/kg 体重/day 【設定根拠】 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 249 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルチアニルとする。										
暴露評価	TMDI／ADI比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI比 (%)	国民平均	0.0	幼小児（1～6歳）	0.0	妊婦	0.0	高齢者（65歳以上）	0.0
	TMDI／ADI比 (%)										
国民平均	0.0										
幼小児（1～6歳）	0.0										
妊婦	0.0										
高齢者（65歳以上）	0.0										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

フルチアニル

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす	0.2		申			0.05, 0.03
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2 0.05		申 申			0.041, 0.017 0.01, <0.01
すいか メロン類果実	0.05 0.05		申 申			<0.01, <0.01 <0.01, <0.01
いちご	0.5		申			0.138, 0.113

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

答申(案)

(別紙2)

フルチアニル

食品名	残留基準値 ppm
なす	0.2
きゅうり(ガーベルを含む。)	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
いちご	0.5

メタゾスルフロン (Metazosulfuron)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う要請があつたもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤である。分枝アミノ酸合成の鍵酵素であるアセト乳酸合成酵素(ALS)阻害により、枯死させるものと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	農薬登録申請：移植水稻／水田一年生雑草等										
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.027 mg/kg 体重/day 【設定根拠】 1年間 慢性毒性/発がん性併合試験のうちの慢性毒性試験(ラット・混餌) 無毒性量 2.75 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メタゾスルフロンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	0.6	幼小児(1~6歳)	1.1	妊婦	0.5	高齢者(65歳以上)	0.6
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	0.6										
幼小児(1~6歳)	1.1										
妊婦	0.5										
高齢者(65歳以上)	0.6										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 メタゾスルフロン

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05		申		1	<0.01,<0.01

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

答申(案)

(別紙2)

メタゾスルフロン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05